【エネルギー関係】

１　資源エネルギー対策の推進について

（１）エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことに鑑み、エネルギー政策については、本年２月に閣議決定された地球温暖化対策計画、第７次エネルギー基本計画及びＧＸ２０４０ビジョンに基づき、安全・安心の確保を前提とし、総合的なエネルギー安全保障の強化、再生可能エネルギーの大幅な増加や水素等の普及・導入拡大などネット・ゼロ（カーボンニュートラル）に向けた世界の動向を踏まえ、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

また、エネルギー政策の推進に当たっては、あらゆる技術や資金等を有効に活用しながら、地球温暖化対策の推進等に留意し、地方の意見を十分に反映させ、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

（２）電力システムの適切な運用

電力の低廉かつ安全で安定的な供給を大前提とした上で、新電力事業者の公平な市場参加を図るため、市場に影響を与える情報の共有を図るとともに、ベースロード電源の市場への供出について引き続き適切な運用を図ること。

（３）電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興や安全確保を図るため、各省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備、安全対策等を推進すること。

また、電源三法等による交付金制度については、既存の交付地域に対する交付水準を確保した上で､対象地域を原子力災害対策重点区域まで拡大するとともに、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図ること。

特に、原子力立地給付金は、発電用施設等の立地地域及び周辺地域の住民等に直接交付を行うことができる給付金であり、発電用施設等の設置及び運転の円滑化を図る上で重要な制度であることから、対象地域について、原子力災害対策重点区域まで拡大するとともに、給付額についても、大幅に増額することにより、対象地域の住民及び企業等に対する還元策として十分な水準となるよう、現行制度の見直しを行うこと。

さらには、再生可能エネルギー導入拡大においても、発電施設の設置や運転に係る地元の理解や協力が必要であることから、洋上風力発電などの再生可能エネルギー発電施設に対する新たな交付金制度の創設等、立地自治体に対する財政支援を検討すること。

併せて、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の対象地域を原子力災害対策重点区域まで拡大するとともに、「振興計画」に基づく事業については､対象事業の拡充や補助率の嵩上など特別措置の充実･強化を図ること。また、原子力発電所の廃止措置が行われる関係地方公共団体が新たな産業や雇用を創出できるよう、廃止措置完了までの財源の確保、また長期停止等に伴う経済停滞に対する財源を確保すること。

（４）地方公共団体における温室効果ガス排出量算定のための情報開示等

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第１項の地方公共団体実行計画の策定や温室効果ガス排出量算定等に用いるため、電力の完全自由化に伴い把握できなくなった小売電気事業者ごとの都道府県別及び市町村別電力需要実績等の情報について、国の主導により各都道府県及び各市町村へ開示する仕組みを構築すること。

また、当該実績を開示できない場合は、小売電気事業者ごとの当該実績を踏まえた各都道府県域及び各市町村域の電力排出係数を開示すること。

さらに、再生可能エネルギー等の立地地域のネット・ゼロ（カーボンニュートラル）への貢献を明らかにするため、既設分も含めた再生可能エネルギー等によるCO_2削減効果を適切に反映する指標等を整備すること。

（５）再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上や災害に強い「自立分散型電源」確保の観点からも重要であるため、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、「2040 年度におけるエネルギー需給の見通し」で示された 2040 年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率４～５割の導入を視野に、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく FIT・FIP 制度の適切な運用・制度設計、情報開示の徹底、各地域の創意工夫を活かした再生可能エネルギー発電設備の優先接続、事業者及び使用者双方の負担軽減を図るための税財政上の措置の拡充、事業者による適正な管理の一層の推進、発電コストの低下や安定供給のための技術開発の積極的な推進、固定価格買取期間満了後の事業継続・再投資の促進等の措置を講じ、引き続き導入拡大を最大限加速させること。

特に、広域系統長期方針（マスタープラン）及びＧＸ実現に向けた基本方針に基づき、全国規模での系統整備や海底直流送電の整備を着実に進めることに加え、蓄電池や水素等による余剰電力の貯蔵及び調整手段の構築にも取り組むこと。

また、FIT・FIP 制度対象外の再生可能エネルギーについても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。

さらに、「ＧＸ２０４０ビジョン」で示された脱炭素電源などのクリーンエネルギーが豊富な地域に企業を呼び込むことを通じた、新たな産業集積の構築に向けて、ＧＸ産業の立地が促進されるよう、具体的な支援策を早期に構築すること。

（６）再生可能エネルギーの地域との共生

発電設備の設置に当たっては、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを早期に構築すること。

引き続き事業者が環境保全対策を十分に行わずに設置を進めることや、地域住民の理解を得ずに設置を進めること、事業完了後に撤去されずに放置されることなどのないよう、条例を含む関係法令等に係る必要な手続の完了を適時適切に確認するなど、国が責任を持って事業者を指導するとともに、地域住民からの理解を円滑に得るため、利益還元を行う仕組みを創設すること。

また、再生可能エネルギーを活用した発電設備が安全かつ長期安定的に稼働されるよう、風水害等に備えた設置者による対策の徹底を図るとともに、再エネ特措法に基づく太陽光発電設備の廃棄等費用の外部積立制度を透明性・実効性の高い制度とするほか、本年３月になされた中央環境審議会の意見具申を踏まえ、同

法に基づかない設備（オフサイトＰＰＡ等）の廃棄等費用の確保に法整備も含めて取り組むこと。

さらに、太陽光発電以外の発電設備についても、同法の廃棄等費用の外部積立制度の対象とすること。

（7）再生可能エネルギー等の地産地消の確立

新たなエネルギー政策の具体的な推進に当たっては、地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むこととし、地域に広く賦存する再生可能エネルギーについて、地域社会との共生が図られ、地域に根ざしたエネルギー資源となる「再生可能エネルギー等の地産地消」の確立を目指し、地域の事業者等が安心して再生可能エネルギー等の事業に投資することができるようにすること。

また、地域新電力が地方創生の担い手としての役割を果たしていけるよう、「卸電力市場」や「容量市場」及び「需給調整市場」の制度設計の見直しをはじめ、その規模に応じた地域の再生可能エネルギー由来の電気を開発・調達することができる環境を整えるため、地域の意見を踏まえた規制緩和や必要な法整備、ガイドラインの策定、より細分化した価格・調達区分の設定を行うなどの支援策を講じること。

さらに、政府が目指す成長志向型カーボンプライシング構想の具体化に当たっては、再生可能エネルギーが持つ環境価値が地域で活用され、「非化石証書」の取引がより一層円滑に行われるよう制度設計を見直すなど、温室効果ガスの排出抑制を最大化する効果を発揮でき、地域経済の成長促進につながるものとなるよう、検討を進めること。

加えて、地域における長期・安定的なエネルギーとして活用していくため、蓄電池等を組み合わせた自家消費の推進や、地域資源であるバイオマス燃料の安定確保、特に、生産能力から供給力が限られる木質バイオマスについては、現実的に持続可能な供給のための環境整備を図るとともに、地球温暖化対策推進法による認定地域脱炭素化促進事業の創出に向けたインセンティブ等の強化を図ること。

（8）水素エネルギー普及・導入拡大の加速化

「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の目標達成に向けて、水素エネルギーの全国的な普及・導入拡大を加速させるため、水素の製造から貯蔵・輸送、利用にいたるサプライチェーン構築を見据え、昨年 10 月に施行された水素社会推進法等に基づき以下について積極的に取り組むこと。

ア　水素保安戦略に基づく規制見直し、技術開発や実証研究の更なる推進

イ　燃料電池自動車・バス・トラック・フォークリフトなどの導入促進に向けた支援の継続・強化とともに、導入後の負担増に対する支援。特に、モビリティにおける水素利用の中核となる水素ステーションの普及を全国的に促進するため、その整備・運営等に対する支援の強化とともに、保安距離規制や障壁の基準見直し等の更なる緩和、また、補助金交付までの多額の立替払いが負担となる中小企業の円滑な資金繰りに資する分割払い等の対策

ウ　水素パイプライン等のインフラの整備の推進及び 2030 年度以降の水素等の本格的な需要拡大に応えるサプライチェーン構築のための支援

エ　グリーン水素をはじめとするCO_2フリー水素や副生水素の利活用などについて、広域的かつ戦略的な取組を推進する自治体との十分な連携及び財源措置

（9）海洋エネルギー開発の推進

新たなエネルギー資源として注目されるメタンハイドレートに関しては、日本海沖や太平洋沖での調査や採取技術の開発を推進するなど、日本周辺海域における海洋エネルギー資源の実用化に向け、調査研究成果の評価や有望技術の特定を踏まえた生産システムの検証などの取組を一層加速化させること。併せて、資源開発が行われる地元に経済的メリットが還元される仕組みづくりを検討するとともに、地元の技術・人材の活用を促進すること。

また、海洋再生可能エネルギーのうち、洋上風力に関しては、再生可能エネルギーの主力電力化に向けた切り札として、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」が改正され、発電設備の設置可能海域が、現行の領海内から排他的経済水域（EEZ）内まで広がるなど、導入促進に向けた動きがある一方で、インフレや円安等の影響により、洋上風力を取り巻く環境は厳しさを増していることを踏まえ、事業が着実に実施されるよう、事業環境の安定性を担保する取組を講ずること。国では、次回の公募以降の案件について、物価変動の 40%まで売電価格に反映できるようにするとともに、既に発電事業者が選定された案件についても、事業者が公募占用計画の変更申請を行い、保証金を積み増すことで、変更申請後からの将来的な物価変動を反映できることとしたが、インフレや円安等の影響をより強く受けている既存案件においては、一部の事業者が事業計画の見直しを公表している状況であり、国の主導のもと、公平性を考慮しつつ、支援が十分かどうかについても検討の上、すべての既存案件が確実に完遂するよう取り組むこと。

また、洋上風力発電に適した海域の選定や系統の確保など、案件の形成については、地域の意向を踏まえ、国の主導で確実に推進するとともに、地方公共団体が既に設定している候補海域や、漁業及び環境への影響、世界遺産等の価値に関わる生態系や景観上の影響等に十分配慮すること。併せて、回遊魚の取扱いや意見を聴く漁業者の範囲の明確化、船舶の航行ルールなど自治体単独では解決困難な課題については、国が主体的に関与し、その解決を図ることなどにより、同法に基づく促進区域の早期指定に向けた自治体の取組を支援すること。また、県域を越えて存在する利害関係者との調整や、発電設備への固定資産税課税のための公有水面に係る市町村境界の決定方法検討などに、主体的に取り組むこと。

さらに、洋上風力発電の基地港湾について、事業コストを削減するため、より計画地に近接した港湾を指定し、事業の進捗に合わせ整備すること。

（10）エネルギーに係る多様なインフラ整備

災害リスクに備えた強靱な国土形成を進めるため、以下の取組をはじめとしたエネルギーに係る多様なインフラ整備や広域的な燃料供給体制構築に向けた取組について、法制度の整備を含め、国として主導的な役割を果たし、積極的に実施すること。

ア　地域間連系線等の広域的な電力系統の強化

イ　天然ガスの広域的なパイプライン網整備、タンクローリー輸送に対するＬＮＧ輸入基地の第三者利用、国家備蓄対象化及び枯渇ガス田の利用

ウ　石油製品の国家備蓄分散化

エ　Ｖ２Ｘシステムの普及など、電気自動車や燃料電池自動車の災害時活用を可能とするインフラの構築

オ　カーボンニュートラルコンビナート及びカーボンニュートラルポート整備

（11）木質バイオマス発電所における安全確保・需給バランス確保

木質ペレット等によるバイオマス発電所において、燃料種別に応じた安全対策が講じられるよう事業計画策定ガイドライン、技術基準等の改正を行うこと。併せて、バイオマス発電施設設置者に対し、保守点検や維持管理について厳しく指導を行うこととし、事故発生時の事業者の対応の中に、地元の安全・安心を担保する仕組みを義務付け、地域と共生した発電事業を行うよう電気事業法を改正すること。

また、近年、地域の供給力に見合わない木質バイオマス発電所が乱立し、数年後に発電所が稼働停止するなどの事案が見られることから、現実的に持続可能な供給体制を担保した計画であるか等、燃料供給の実現性を精査の上、認定すること。

２　電力需給対策等の推進について

（１）電力供給力の確保

国民生活の安定向上や経済活動の維持・発展に必要な電力を安定的に確保するため、発電設備の新設、改修、復旧等、電力供給力の十分な確保に向けた対策を講じること。

加えてＬＮＧの安価な調達、シェールガス輸入等により、環境にも配慮した電力の低廉な供給を確保すること。

（２）実効性のある節電対策の実施

国民、事業者等が、過度な負担なく継続的に省エネ・節電を進めていくため、国民、事業者等の最大限の理解と協力を得られるよう、地方公共団体と緊密な連携のもと、節電の必要性について、積極的な啓発活動を行うこと。加えて、国民生活や経済活動への影響に十分配慮し、ネガワット取引、時間帯別料金制等の節電に向けたインセンティブとなる電気料金制度の見直しなど、財政的支援や技術的支援など具体的な取組を行うこと。

（３）省エネルギー対策の推進

エネルギーの効率的な利用が重要な課題であることを踏まえ、省エネルギー機器やエネルギー・マネジメント・システム、コージェネレーション・システムの導入、ＺＥＢ・ＺＥＨ等建築物のネット・ゼロ・エネルギー化の実現に対する支援を継続・強化すること。

（４）電力の需給状況及び需給ひっ迫等に係る情報の確実かつ広範な周知

電力の供給量及び需要量の見通しについては、確定値に近い数値だけではなく、発電設備ごとにどのような想定のもとで推計したのかも含め、国として、時間的余裕をもって、具体的かつ詳細に情報公開すること。

また、需給ひっ迫の度合いを示す需給ひっ迫警報、需給ひっ迫注意報及び需給ひっ迫準備情報の発令・発信に際しては、国が責任を持ってあらゆる手段を講じて確実かつ広範に周知を行うなどにより、広く国民、事業者等に対して電力需給のひっ迫度合いを伝達すること。

（５）需給ひっ迫時に求める具体的な節電行動の周知・徹底

需給ひっ迫警報、需給ひっ迫注意報及び需給ひっ迫準備情報の発令・発信に伴う節電要請に当たっては、電力需給のひっ迫度合いに応じた節電目標と取組及びその効果について、国民、事業者等に対して、具体的かつ分かりやすく示すこと。

（６）セーフティネットとしての計画停電の準備状況等の情報提供

国が検討しているセーフティネットとしての計画停電は、国民、事業者等による相当の事前準備が不可欠であることから、社会経済活動への影響を極力抑えるため、事業者等が計画停電への備えに着実に取り組めるよう、一般送配電事業者における計画停電の詳細や準備状況について、速やかに情報提供すること。